

生活保護利用者や低所得者への、エアコン設置・修理費、電気代助成等を求める陳情

6月27日、市議会保健福祉委員会で、生健会が提出した上記陳情審査が行われました。

冒頭、生活保護課長は「生活保護は、保護費のやりくりでエアコンを購入するとされている。熱中症対策は必要。全国市長会などを通じて国に要望している。国によって実施されるべきと考えている。市としては、財源は難しい。考えていない」という冷たいものでした。

日本共産党の荒川市議は「物価高で、保護費でやりくりができるような状況ではない。現に今困っている人がたくさんいる。国待ちでは間に合わない」。

さらに、「市が国に要望しているということは、エアコンの必要性があると市は考えていると思う。それなら、市の財政局に予算要求をしたのか」とたどしました。

保護課長は「財政局には要求していない」と、努力さえしてないことを明らかにし、傍聴者を呆れさせました。

荒川議員は、「民生の安定。保健福祉の向上の立場で頑張してほしい。物価高で市民が苦しんでいることに、しっかり着目して、必要な手を打つのが皆さんの仕事ではないでしょうか」と諭したあと、「市はエアコンの所有状況を把握しているのか」と畳みかけました。

保護課長は「課は把握していないが、各ケースワーカーが把握している」と答えました。

すると荒川市議は「保護課として直ちに把握すべきだ」と求め、保護課長も「課として把握・調査をする」と答えざるを得ませんでした。

その後も、他の議員から「市は熱中症に危機意識が無い。今は、保健福祉の出番だ」「エアコンは保護費でやりくりできない。社協からの貸付はなかなか借りれない」「国待ちではない対応を求める」など、鋭い追及が続きました。

その結果、陳情は“継続審査”になりました。



市議会で、通院移送費について「口頭陳情」を行う西氏。(中央奥)(写真提供小倉タイムス)



6月議会に、2件の陳情(裏面に陳情文を紹介)を提出する、生健会の代表

小倉生健会

生活と健康を守る

一人はみんなのために、みんなは一人のために



自民党“党歌” 「一人の幸福 皆の幸福」 大声で歌う、こっけい



党大会で党歌を歌う自民党幹部(写真はネットより)

われらの国に われらは生きて
われらは創る われらの自由
月日の流れを いつも見つめて
今日より明日へ 道を拓こう
一人の幸福 皆の幸福

われらの愛する われらの子らへ
われらは遺す われらの心
すぐれた昔の 文化を伝え
この日の息吹 深く刻もう
一人の幸福 皆の幸福

われらの山も われらの海も
われらの宝 われらのいのち
明るく輝く 地球の上で
世界の平和 きっと守ろう
一人の幸福 皆の幸福 皆の幸福

必要な方はご連絡を。お届けします
先月のテレビや電子レンジは、大変喜ばれました



ガスレンジ
(都市ガス用)
火口2か所



LED照明
37W

えっふん 子どもの名前を考える

いたいけな子どもへの虐待などが時々報じられ、胸が痛みます。

しかし、その子どもの名前をみると、どの子も生まれた時は愛情を一杯に受けていたであろう素敵な名前ばかりです。

生まれた子どもの幸せを願う親の気持ちに溢れています。

なぜ、虐待されるようになったのだろうと考える。所得が少ないための家庭内の不和。共働きの中での子どもの病気などでの育児中のもめごと。様々な理由で離婚したための貧困や再婚、恋愛などでの変化。想像すればいくらでも浮かんできます。

子どもには何の責任もありませんが、しわ寄せを受けるのは力のない子どもたちです。

虐待する親の処罰も必要ですが、政治が、社会の中の原因を取り除くことが一番大切です。

【自分への思いやり】

セルフコンパッションで うまくいく!

臨床心理士 山藤奈穂子

自分を責めてしまうとき

自分の欠点を見つけ、直すことが、集団に受け入れられ、長く生き延びるために不可欠でした。ですから、私たちの脳は自分の修正すべき点を見つげると、スパルタコーチ・モードになって、自分を批判し責めます。しかし、このモードは現代では必要ないので、過剰になってしまいます。自分の悪いところを批判し、責め、直そうとしていることに気づいたら、この脳の仕組みを思い出し、

以下、省略。

これは原始時代の脳の反応の名残なんだ、現代では洞窟から追い出されて死ぬことはないんだ。そして深呼吸を何度か繰り返します。ストレスを感じると呼吸は浅くなり、浅い呼吸は万病のもと。深くゆっくり呼吸することで、穏やかに考えられる脳の部位が活性化します。

全生連の機関紙「守る新聞(週刊)」より(500円/月)こんな記事が掲載されています。購読してみませんか。

「春の25条集会」報告です

小倉生健会 服部拓己

去る5月16日、国会内で中央社保協主催の「春の25条集会」がありました。zoomで記念講演を視聴しました。講師は、「いのちのとりで裁判」全国アクション共同代表の、木下秀雄さん(元大阪市立大教授)でした。

木下先生は、今、裁判で生活保護の基準そのものを問うことの意味を、深くつかもうと話されました。

そもそも、生活保護の基準とは、憲法に基づいて、“国民に、最低限この水準の生活を保障します。”と政府が宣言したものです。それを、政府が自ら引き下げるという事は、自分たちにはその積もりも能力も無い、と告白するものなのです。

彼らは、その事を国民に悟られたくないために、やれ「不正受給」だの「無駄遣い」だのとバッシングを繰り返して、また、勝手な物価指数を作り上げて、さも物価が下がったかのように偽装するゴマカシを行っているのです。

残念なことに、「格差と貧困」の蔓延を背景にして、何事も「効率第一」の考えで、人間さえ「モノ扱い」するような風潮が広がっています。そして、そのことが、生活保護受給者や、社会的弱者をさらに苦しめています。

しかし、「人間の尊厳」を掲げて闘う「いのちのとりで裁判」は、この間、地裁・高裁合わせて16勝14敗と大健闘。個々の判決の内容でも、金額引き下げの是非にとどまらず、原告に慰謝料支給を認めるような、画期的な判決も出ています。その一方で、コピペが明らかに疑われる、ヒドイ判決もいくつも有り、まだまだ予断を許しません。

生活保護の最低基準は、社会福祉の各分野から、年金・雇用に至るまで、現実幅広い社会生活の下支えになっています。

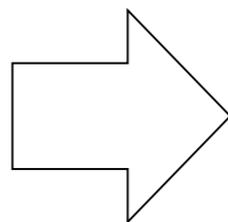
それを巡っての闘いは、「人が人として尊重される社会」へと、社会の枠組みそのものを変えていく闘いです。戦争する国づくりに反対する闘いとも手を結び、さらに取り組みをひろげようと訴えられました。



「春の25条集会」の会場の様子

小倉生健会を含む、生健会北九州ブロック協議会は毎議会、市議会に陳情をしています。

今回は、緊急テーマであるエアコン設置(表面に、陳情審査内容を掲載)と下水道料金減免の二件を陳情しました。



生活保護利用者および低所得者へのエアコン設置・修理費、電気代助成等を求める陳情

近年は、気候変動の影響で毎年のように猛暑の記録が更新されています。ここ北九州においても、夏の暑さはより長く、耐えがたく厳しいものになっています。

とくに高齢者や障害のある人、低所得者が、冷房のない屋内で熱中症を発症したり、エアコンがあっても電気代を気にして使用できずに、我慢して熱中症で倒れる例なども多く報じられています。

このため北九州市においても、毎年熱中症警戒アラートを出して注意を呼びかけたり、事業所や地域の団体等に対して協力を呼びかけることなどが取組まれています。さらに、「まちなか避暑地」の利用呼びかけなども行われています。

公共施設や商業施設における「避暑地」設置は、便利で有益な取り組みだと思われませんが、夏の間ずっと、一日中「避暑地」に座り続けるわけにもいきません。また、足が悪い人や、公共交通機関が不便なところに住んでいる人、アパートの上層階から自力で降りることが困難な人も少なくありません。

国も県もあれこれの対策を検討されていますが、決定打というべきものはまだ実現されておらず、すでに今夏も猛暑の季節に入りつつあります。

毎年、猛暑の季節になると生命の危険を感じながら暮らすというのは、「健康で文化的な生活」とは言いがたいものです。

以上から、次のとおり陳情します。

【陳情事項】

1. 生活保護の利用者、および生活保護利用者と同程度の水準にある低所得者が、エアコンの設置・修理が必要となった時には、緊急対応として、北九州市がその費用を補助すること
2. 国に対して、生活保護におけるエアコンの購入・設置費用について、「初めて到来する熱中症予防が必要となる時期」に限定せず、一時扶助として認めるよう要請すること
3. 生活保護利用者および低所得者に、夏季のエアコン電気代を給付するよう、国に要請するとともに、国の措置が行われるまでの間、北九州市において緊急の助成を行うこと

生活保護利用者の下水道使用料手数料の経過措置については、議会で説明したとおり、「令和5年度末(令和6年3月末)まで、全額減免を継続」して下さい。

北九州市は、長年実施してきた生活保護利用者に対する下水道料金の基本料金の減免をやめることを決めました。しかし、既に減免されている生活保護利用者については、“経過措置”として、令和6年3月まで実施するが「4月から減免の経過措置を廃止する」としていました。

ところが、生活保護利用者のAさんから「『使用水量のお知らせ』を見てびっくりした。検針日が4月4日で、2月4日から4月4日までの61日間分の下水道利用基本料金として1394円が請求されていました。これは、基本使用料月額697円の2カ月分です」との相談が寄せられました。

Aさんは、「これまでの北九州市の説明と全く違う。生活保護利用者にとって1394円は食費4回分に相当する」と怒っています。「4月1日から4日までの基本料金を請求されるなら分かりますが、2月4日~3月31日までの基本料金を請求されるのは話が違うのではないか」とのことでした。

上下水道局の営業課に電話して尋ねると、「4月分請求から基本料金をいただくようになっております」との説明でした。今回の請求は、「4月4日に検針したので月分請求」として、「2月4日から4月4日までの61日間も4月分として請求している」との返事でしたが、そんな説明はこれまで全くありませんでした。

令和4年8月18日の環境水道委員会に、上下水道局が資料として提出した「生活保護受給世帯等に対する下水道使用料、し尿処理手数料の減免の見直しについて」の、「3 有識者、議会の意見」の「(2) 見直し時期、経過措置について」には、二重のアンダーラインが引かれ「『物価が高騰し、市民生活も厳しくなっている』『経過措置などの激変緩和を検討してほしい』など現在の物価高への配慮を求める意見が多かった。」と記載されています。

こうした、「有識者や議会の意見」をうけて、下水道局は、「4 見直しの内容」の「(2) 見直しの実施時期」の「経過措置」の項には、「対象：令和4年9月30日時点の減免対象世帯」「内容：令和5年度末(令和6年3月末)まで、全額減免を継続。令和6年4月から全額請求」と記載され、「令和6年3月末まで」「令和6年4月から」と明確に記されています。

本委員会では、この文書で説明と審議が行われました。市会議員も、説明を受けた市民も「3月まで減免」と信じていました。

議会にも説明をして確認された内容をたがえることはおかしいです。約束を守ることを求め次のように陳情いたします。

【陳情項目】

生活保護利用者の下水道使用料、し尿処理手数料の経過措置については、議会で説明したとおり、「令和5年度末(令和6年3月末)まで、全額減免を継続」して下さい。